

1ヶ所につき60万円迄
「生け垣の場合」
経費の2/3以内
1ヶ所につき18万円迄

◆補助対象額の拡大期間
平成30年 10月1日～
令和3年 3月31日迄

◆要件

- ・景観にふさわしい板塀などの新設及び改修であること
- ・高さ0.9m・長さ1.8m以上であること
- ・板塀などとして5年以上活用するものであること
- ・建築基準法や条例などのために適合するものであること
- ・他の補助金を受けていないものであること

◆助成の交付申請方法

- ①工事の実施前に申請書に計画書を添付して提出。
- ②助成の交付決定後に工事を実施し、完了後は報告書や写真、領収書の提出が必要。

この度の補助制度の対象区域の拡大をきっかけに、安全な生活環境づくりが進

救済・寺社や学校教育などの地域の公共事業に投資を行いました。
立ち並ぶ屋敷はどこも敷地が広大です。しかし、派手で贅沢な建物ではなく、質素な造りです。

戦後昭和30年代の耕地整理により、**ほ場整備**が行われました。ほ場整備とは、大きな耕作機械が使えるように点在する小さな田んぼをまとめて大きくしたり、農道を広げたり、パイプライン化して田んぼに使う水を調整出来るようにすることで農家の人が作業をしやすくし、生産性を向上させる整備のことです。

このような近代化の波が押し寄せることにより景観が大きく変わり始め、一九八〇年代頃から景観保全に対する関心が徐々に高まりました。商人屋敷などの保存・観光資源化に力を入れるようになり、平成10（一九九八）年12月25日に国の重要伝統的建造物群保存地区として選定されました。

五個荘金堂地区の町並み保存は、優れた歴史文化を身近に感じながら暮らし続けることにあるそうです。

むことが期待されます。
詳細は高山市都市政策部 建築住宅課（35・3159）都市計画課（35・3180）まで、お問い合わせ下さい。

■高山市景観町並保存連合会 視察研修

平成30年度 視察研修
日程／11月7日・8日

▶重要伝統的建造物群保存地区

城下町・宿場町・門前町など全国各地に残る歴史的な集落や町並みの保存を目的とする**伝統的建造物群保存地区**の制度は、昭和50（一九七五）年の文化財保護法の改正により定められました。市町村から国に申請し、国によって価値が高いと判断されれば、**重要伝統的建造物群保存地区**に選定されます。選定地区には、修理修景事業・防災設備の設置事業等に対する補助や税制優遇措置を設ける等の支援が行われます。

平成30年8月17日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、98市町村で118地区あり、約2万8千件の伝統的建造物及び環境物件が特定

地域の人々は、行政など一体となって、防災事業・ふれあい促進事業・地域活性化事業・生涯学習事業・修理修景事業に取り組んでいらっしやいます。

▶大津市坂本伝建地区

五個荘金堂地区に続いて、大津市の大津市坂本伝統的建造物群保存地区において現地視察が実施されました。
比叡山延暦寺・日吉大社の門前町として栄え、僧侶の隠居所である里坊が集中したところを構成し、穴太衆積みの石垣と堀もしくは生け垣をめぐらし、奥に堂や本堂等の建



高い技術の石垣職人「穴太衆」が組んだ石垣

され保護されています。（文化庁による）

高山市景観町並保存連合会では年に一度、懇親と研修を兼ねて、日本国内の他地域の保存会活動や地区活動を勉強するために、1泊2日の研修旅行を行っています。

▶東近江市五個荘金堂

この度訪れた**滋賀県東近江市五個荘金堂**は、近江鉄道五箇荘駅から徒歩で約20分。NHKの朝ドラ「まんぶく」の撮影地としても使用され話題になりました。



近くを通る国道8号線は約一三〇〇年前、律令の時代に開通したとされる**東山道**がもとになっており、この周辺に条里制の区割りに

物を置き、清涼な小河川や水路とともに優れた歴史的风致を伝えています。
翌日は**祇園新橋伝統的建造物群保存地区**において、祇園新橋景観づくり協議会の皆さんとの意見交換が行われました。



高い技術の石垣職人「穴太衆」が組んだ石垣

ところで、京都市は戦前から景観問題に取り組んできましたが、市街地では高度経済成長期以降の開発により、まちの変容が目立つようになりました。そこで「50年後も100年後も京都が京都であるために」と、平成19（二〇〇七）年2月より**新景観政策**を実施しています。
政策には、
①建物の高さ規制の強化

よって開かれた陣屋と寺院を中心形成された湖東平野の典型的な農村集落が始まりです。

また、江戸末期から昭和初期にかけて活躍した**近江商人**の始まりだとされています。



金堂まちなみ保存交流館での意見交換

商人の発祥の地でもあり、豪農風の本宅群と、神社仏閣、伝統的な農家住宅とが優れた歴史的景観を伝えています。

ここでは、**金堂まちなみ保存会**の皆さんとの意見交換と現地視察が行われました。

条里制とは、土地の区画管理制度のことです。6尺（約180cm）を1歩とし、60歩（約109m）を1町とし、1町四方の土地を坪。それを縦横に6つずつ並べた土地を



質素な造りの屋敷が並ぶ

- ②建物のデザイン基準の見直し
- ③眺望景観や借景の保全
- ④屋外広告物対策の強化
- ⑤京町家など歴史的建造物の保全・再生

京都に暮らす者は便利な商業施設やマンションを求めます。一方、訪れる者は寺社や町家など京都にしかないものを望みます。

景観保全の対象となり、建物の高さなどの規制が強化された影響でマンションは供給が減って価格が上昇し、若い世代が京都市内に居を構えるのが難しい現状があります。近年は大型のテナントビルも建設されなくなりまし

景観保全と暮らしやすさを両立する難しさが浮きぼりになって

また今年2月に各種メディアで報道された「文化財の京町家でさえも解体の危機にある」というニュースが話題になりました。
京都市中心部にある市指定有形文化財の京町家

